

栄野比の里通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑和会（以下「本法人」という）が開設する栄野比の里通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う、地域密着型通所介護事業所の適正な運営を確保する為に、人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護事業（以下「指定通所介護等」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の援助および機能訓練等その他必要な援助を行う。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりにする。

- 1 名称 栄野比の里通所介護事業所
- 2 所在地 うるま市字栄野比 939 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりにする。

- 1 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的におこなう。
- 2 サービス管理責任者 1名
各利用者の福祉サービス計画書等の作成（個別支援計画書）
- 3 看護師 1名
利用者の健康管理をおこなう。
- 4 生活支援員(介護職員) 3名以上
日常生活上の介護をおこないます。
- 5 機能訓練指導員 1名
日常生活に必要な機能の回復、維持の訓練を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりにする。

- 1 月曜日から金曜日までとする。（土、日・国民の祝日・12月29日～1月3日を除く）
※ただし、管理者が必要と認めた場合はその限りではない
- 2 営業時間 8時30分から17時15分までとする。
- 3 サービス提供時間帯 9時00分から16時00分とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、うるま市 とする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は下記の通りとする
利用定員は15名とする。

(指定地域密着型通所介護等の提供方法、内容)

第8条 通所介護等の内容は、居宅サービス計画に基づいて指定地域密着型通所介護計画を立てサービスの提供を行うものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- ① 日常生活の援助に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動、移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
血圧、体温等の測定、体調、表情の観察を行う。
- ② 食事の提供に関すること
(※特別食等の為配食を利用する場合には、計画書に(配食)と記載する)
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- ③ 機能訓練に関すること
体力や機能向上又は低下を防ぐ為に必要な訓練および日常生活に必要な基本的動作を維持向上するための訓練を行う。
- ④ その他のサービス提供に関すること
趣味、娯楽、余暇活動等を通し利用者が、生き甲斐のある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上自信の回復や情緒安定を図る。
レクリエーション、音楽活動、製作活動、行事活動、畑(園芸)等。
- ⑤ 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- ⑥ 相談・助言に関すること
利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第9条 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握を図る。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護事業者と連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な処置を講ずる。

(個別支援計画の作成等)

- 第10条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。
- 2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理・評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

- 第11条 通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日・サービス内容、提供時間等をサービス提供記録書に記載する。
- 2 事業所は、地域密着型通所介護の提供に際して作成した記録、書類を完結の日から5年間保存することとする。

(指定地域密着型通所介護等の利用料および支払いの方法)

- 第12条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、告示上の額によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割から3割とする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料との額と、指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービスの費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 食材料費、おむつ代、その他手工芸に係る諸経費については、下記料金を徴収する。
(食材料費、昼食・600円)
(おむつ料金・おむつ150円・板パット50円・尿とりパット50円)
- 4 第1項および第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに関する同意を得る。
- 5 地域密着型通所介護の利用料は、事業所の定める方法で納入することとする。・指定口座への振り込み・現金での支払い・利用者口座よりの引き落としより選択する。
- 6 利用料の支払は毎月翌月末迄に納入するものとする。

(契約書の作成)

- 第13条 地域密着型通所介護の提供を開始するに当たって、本規定に沿った事業内容の詳細において、利用者又は家族に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名(記名押印)を受けることとする。又その1部を利用者又は家族へ交付する。

(緊急時における対処方法)

- 第14条 通所介護従業者等は、指定地域密着型通所介護等を実施中に利用者の心身状態等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 地域密着型通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえ、その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 指定地域密着型通所介護事業所は、非常災害に備えるため消防計画を作成避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 防火管理責任者 桃原 聡
避難訓練(防災訓練及び通報訓練) 1年に6回行う

(衛生管理および従業者等の健康管理等)

- 第16条 地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室および機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。又、体調がおもわしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な処置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる処置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第20条 管理者は、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当者置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(個人情報保護について)

第21条 事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(事故発生時の対応について)

第22条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするとともに賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(地域との連携について)

第23条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」

という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第24条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止の為の指針の整備
 - ③ 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる処置を適切に実施する為の担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待(身体拘束を含む)を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束等の禁止)

第25条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の処置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化の為の指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化の為の研修の実施

(契約解除について)

第26条 利用者からの解約等

- ① 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約する事が出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業所へ通知するものとする。
 - ② 利用者が、第1項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- (2) 利用者からの契約解除
利用者は、事業所もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除する事が出来ます。

(認知症ケアについて)

第27条 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取り組みを行うものとする。

- ③ 利用者に対する認知症ケアの方法について、家族等に情報提供し、共に実践する。
- ④ 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、1日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行う。
- ⑤ 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通して他のサービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。

⑥ 定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

(苦情・ハラスメント処理)

第28条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者又はそのご家族から苦情及びハラスメントに迅速にかつ適切に対応する為に必要な処置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメント規定)

第29条 利用者・家族等による職員または法人に対する以下のようなハラスメント行為は禁止します。また、ハラスメント行為が確認された場合は、サービスを直ちに中止することができます。

身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。

例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、塩をつかんで投げつける等。接触がなくても殴りかかろうとすること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。

2 精神的暴力

ア 暴言型

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、デブ、ハゲ、ブス等）、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、気に入っている職員以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文句を言い続ける等。

イ 威嚇・脅迫型

職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。

例：「殺すぞ」「頭かち割ったろうか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」「俺のバックには〇〇（反社会的勢力と思しき名称の組織等）がおる」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等。

3 セクシュアルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度を要求する等、性的な嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーのジャージに手を入れる、好意的態度を要求する等。

4 法人の名誉を傷つけ、業務を妨害する行為

例：SNS等の手段を用いて、特定の職員や法人の悪口を書き込む行為、法人が設定している施設運用のルールに応じず、法人に対して法律や契約の範囲を超えて無理なサービスの提供を求める、無理な主張すること及び過剰なクレームをするなどして法人への対応を迫る、その他手段の如何を問わず、法人のサービスの提供を含めた業務を妨げる行為。

(個人情報保護)

第30条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第31条 従業者の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------|
| ⑦ | 採用時研修 | 採用1週間以内 |
| ⑧ | 新人研修プログラム | 3ヶ月間 |
| ⑨ | 認知症介護基礎研修・医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象とする。 | |

- 2 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本法人と事業所の管理者、事業所従業者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。